

令和4年 農林業情報

重要事項のみ掲載

目 次

1. 経営所得安定対策（水田活用と交付金等） P1 ~ P4
2. 収入保険及び水稻共済の加入のお知らせ P5 ~ P7
3. さとうきび増収対策及び機械導入等支援事業 P8 ~ P10
4. 種子島安納いも GI 登録 P11
5. 外来害虫 “ツマジロクサヨトウ・ミカンコミバエ” P12 ~ P13
6. 農地中間管理事業 P14
7. 農業法人支援制度 P15
8. 有機農業推進 P16 ~ P18
9. 鳥獣被害防止対策 P19 ~ P22
10. 堆肥センターの堆肥販売 P23
11. 農地・農業用施設維持管理 P24
12. 多面的機能支払交付金 P25 ~ P26
13. 道路ふれあい活動 P27

南種子町・南種子町農林業技術指導者連絡協議会・種子屋久農業
協同組合・熊毛農業共済組合・新光糖業(株)・町農業再生協議会

令和3年度経営所得安定対策の実施状況について

1. 令和3年度水稲作付状況

令和3年度は、行政による米の生産数量目標の配分が廃止され、全国の需給見通しや農業再生協議会から情報提供される「生産の目安」を参考に、生産者が自らの経営判断で需要に応じた米生産に取り組む体制に移行して4年度目となりました。

県協議会からの令和3年産米「生産の目安」については、生産量1,458.5トン、地域の合理的な単収が約438kg/10aと設定され、面積換算にして333.6haとされました。協議会では、これに基づき情報提供を行ったところです。当初配分の目安としまして、これまでの「生産数量（面積）目標」配分の一般ルールに基づき、水田保有者に対して、一律51%の面積を「生産の目安」として示したところです。

今年度もこの「生産の目安」情報を基に、生産者は主食用米の生産に取り組んできました。その結果「日本一早いコシヒカリ」の産地として確立されている主食用水稲作付面積は、274.09（前年対比△6.33ha）haとなり、生産の目安を上回ることなく終えたところです。（詳細；下表）

地区別水田作付実績（R3年産）

（単位；ha）

地区名	水田面積	農家戸数	主食用 水稲	新規需要米			加工 用米	飼料作物 (基幹)	野菜 果樹	花卉 花木	さとうきび でん粉甘藷 ガジュツ	作物 不作付
				合計	飼料米	WCS						
平山	152.51	90	74.75	24.77	3.25	21.52	15.75	0.93	1.05	0.01	0.24	36.06
荃永	154.72	62	46.94	88.75	21.02	67.73	0.00	4.23	0.77	0.48	0.22	14.10
下中	54.79	41	15.99	27.29	0.00	27.29	0.00	0.47	0.16	0.34	0.52	10.18
西之	112.10	153	45.18	32.84	5.96	26.88	0.00	4.53	1.42	0.99	6.20	22.36
西海	16.76	36	4.79	0.83	0.00	0.83	0.00	0.00	0.56	0.21	0.00	10.93
島間	49.45	74	22.43	11.82	0.00	11.82	0.00	0.18	0.68	0.57	3.00	11.45
長谷	11.92	34	5.07	0.29	0.00	0.29	0.00	0.54	0.00	0.00	0.57	5.45
上中	136.67	157	58.94	40.95	5.99	34.96	0.00	3.93	1.08	0.45	3.81	28.59
合計	688.92	647	274.09	227.54	36.22	191.32	15.75	14.81	5.72	3.05	14.56	139.12

※ 水田面積については畦畔を除いた面積を記載。端数処理の都合上他資料と数字が合わない場合があります。

2. 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

加入農家数	交付金額
17戸	0円（R3交付無）

* R2年産米に対して交付するもの

3. 水田活用の直接支払交付金実績見込み

水田で、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の作物を販売することを目的に生産する農業者に
対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。

(1) 交付単価【当初計画】

名称		対象作物	取組内容・交付対象者	交付単価 (上限額)		
水田活用の 直接支払 交付金	戦略作物助成	飼料作物	販売目的で飼料作物を作付けする販売農家	35,000 円/10a		
		WCS用稲	販売目的でwcs用稲を作付けする販売農家	80,000 円/10a		
		飼料用米	販売目的で飼料用米を作付けする販売農家	55,000~ 105,000 円/10a		
		加工用米	販売目的で加工用米を作付けする販売農家	20,000 円/10a		
	産地交付金	国のメニュー	飼料用米	複数年契約加算	12,000 円/10a	
			県のメニュー	加工用米	加工用米への取組加算	20,000 円/10a
				加工用米	複数年契約（2年以上）の取組	12,000 円/10a
				加工用米	規模加算（1ha以上）	5,000 円/10a
		南種子町のメニュー	飼料用米	飼料用米取組加算	5,000 円/10a	
			新規需要米（飼料用米・WCS用稲）	多収性品種導入助成	3,000 円/10a	
			WCS用稲	生産性向上の取組	2,000 円/10a	
	南種子町のメニュー	耕畜連携助成（飼料用米・加工用米）	飼料用米・加工用米のわら利用	13,000 円/10a		
		加工用米	加工用米への取組加算	2,000 円/10a		
		地域振興作物	野菜・果樹・花卉・花木等地域振興作物を販売目的で作付してする取組み	21,000 円/10a		
	地域重点作物	さとうきび・でん粉用甘藷・ガジュツを販売目的で作付してする取組み	15,000 円/10a			

(2) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農（捨てづくりには交付されない）

(3) 交付農家数、交付対象面積、交付金額（R4.3.2現在 試算額）

水田活用の直接支払交付金		交付農家数	交付対象面積	交付金予定額	備考（見込単価）		
戦略作物助成	飼料作物	33戸	14.00ha	4,900,000円	(R4.3月末頃 支払い予定) 35,000円		
	WCS用稲	162戸	190.49ha	152,392,000円	(R3.12月支払済) 80,000円		
	飼料用米	7戸	36.21ha	28,514,230円	(R3.12月支払済) 78,746円		
	加工用米	5戸	15.74ha	3,148,000円	(R3.12月支払済) 20,000円		
産地交付金	国のメニュー	飼料用米	7戸	36.21ha	4,345,200円	(R4.3月末頃 支払い予定) 12,000円	
		県のメニュー	加工用米	5戸	15.74ha	2,880,420円	(R4.3月末頃 支払い予定) 18,300円
			加工用米	5戸	15.74ha	1,731,400円	(R4.3月末頃 支払い予定) 11,000円
			加工用米	5戸	15.74ha	708,300円	(R4.3月末頃 支払い予定) 4,500円
	南種子町のメニュー	飼料用米	7戸	36.21ha	1,629,450円	(R4.3月末頃 支払い予定) 4,500円	
		新規需要米（飼料用米・WCS用稲）	169戸	226.71ha	2,720,520円	(R4.3月末頃 支払い予定) 1,200円	
		WCS用稲	162戸	190.49ha	1,904,900円	(R4.3月末頃 支払い予定) 1,000円	
	南種子町のメニュー	耕畜連携助成（飼料用米・加工用米）	10戸	50.13ha	5,013,000円	(R4.3月末頃 支払い予定) 10,000円	
		加工用米	5戸	15.74ha	314,800円	(R4.3月末頃 支払い予定) 2,000円	
		地域振興作物	25戸	3.89ha	816,900円	(R4.3月末頃 支払い予定) 21,000円	
	地域重点作物	54戸	13.30ha	1,995,000円	(R4.3月末頃 支払い予定) 15,000円		
合 計		661戸	876.34ha	213,014,120円			

令和4年度経営所得安定対策等について

1. 経営所得安定対策

(1) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）

米，麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょの2021年産収入額の合計が過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に，その差額の9割を，対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から，補填します。

- ① 交付対象者；認定農業者，集落営農，認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）
- ② 交付単価；当年産の販売収入の合計が，標準的収入を下回った場合に，その差額の9割を，国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。補填の財源は，農業者と国が1対3の割合で負担します。

2. 水田活用の直接支払交付金と南種子町産地交付金の活用計画（案）について

(1) 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上を図るため，水田活用の直接支払交付金により，新規需要米（飼料用米・WCS用稲）など戦略作物の本作化をこれまで同様継続して進め，水田のフル活用を図ります。

- ① 戦略作物助成（国の共通メニュー）；水田を活用して，飼料用米，米粉用米，麦，大豆等の作物を生産する農業者に対し，交付金を直接交付します。
- ② 産地交付金（国の共通メニュー）；水田フル活用ビジョンに基づき，地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援し，取組に応じた配分を都道府県に対して行います。

(2) 南種子町産地交付金の活用計画（案）

地域の水田活用による作物振興の設計図となる「南種子町水田フル活用ビジョン」に基づき，高付加価値化や低コスト化を図りながら，地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため，地域の裁量で活用可能な産地交付金により，産地づくりに向けた取組みを支援します。

※ 交付金の単価については，国から配分される最終的な予算枠内での交付となるため，減額されることもありますのでご注意ください。

* 経営所得安定対策等交付金申請に伴う作付面積については，令和2年度から畦畔率の見直しにより変更がされております。（これまで「0.973」だった畦畔率が，実測調査から「0.941」に見直されました）

令和4年産米の生産数量配分の目安情報について

これまで，主食用米の生産については，国からの生産数量目標等の配分に基づき，生産者は飼料用米や加工用米などへ転換してきましたが，平成30年産から生産者自らが，国の需給見通しや県・地域農業再生協議会が作成するビジョンなどを踏まえ，需要に応じた米生産に取り組むこととなりました。

南種子町農業再生協議会では，県から情報提供される『令和4年産米の「生産の目安」等の設定』を基に，水田を保有・活用する生産者にこれまでの「生産数量（面積）目標」配分の一般ルールに基づき，水田保有者に対しまして一律48%の面積を算出した後，これまでの主食用米の作付け実績を調整した面積を「生産の目安」として示し情報提供をしていきます。

1. 南種子町における令和4年産米の生産の目安

	令和4年産米	令和3年産米	比較
生産量	1,461.5 t	1,458.5 t	3.0 t 増
面積	333.0 ha	333.6 ha	0.6ha 減
地域の合理的な反収(切上)	約 439kg/10a	約 438kg/10a	1 kg/10a 増

※ R3 基礎水田面積；688.92ha，R3 主食用米作付面積；274.09ha

令和4年度経営所得安定対策等事業助成内容について（案）

水田フル活用ビジョンと産地交付金の活用計画

* 南種子町における交付金の内容

メニュー番号	名称	対象作物	取組内容・交付対象者	交付単価			
①	水田活用の 直接支払交付金	戦略作物助成	飼料作物	販売目的で飼料作物を作付けする販売農家	35,000 円/10a		
②		（あらかじめ国が 定めた作物項目）	WCS用稲	販売目的でWCS用稲を作付けする販売農家	80,000 円/10a		
③			飼料用米	販売目的で飼料用米を作付けする販売農家	55,000~ 105,000 円/10a		
④			加工用米	販売目的で加工用米を作付けする販売農家	20,000 円/10a		
⑤	産地交付金		国のメニュー	飼料用米	複数年契約（3年以上）の取組 ※令和2・3年からの継続分のみ	6,000 円/10a	内容変更
⑥		県のメニュー	加工用米	加工用米への取組加算	23,000 円/10a	金額変更	
⑦		予定	加工用米	規模加算（1ha以上）	5,000 円/10a	継続	
⑧			加工用米	複数年契約（2年以上）の取組 ※令和3年までに契約したもののみ対象	5,000 円/10a	内容変更 減額	
⑨			飼料用米	飼料用米への取組加算	5,000 円/10a	継続	
			※ さつまいも	取組加算（基腐れ対策；用途限定なし、排水対策必須）	10,000 円/11a	新設 予定	
⑩	南種子町 のメニュー	新規需要米（飼料用米・WCS用稲）	多収性品種導入助成		3,000 円/10a		
⑪		WCS用稲	生産性向上の取組		2,000 円/10a		
⑫		予定	飼料用米・加工用米	複数年契約（2年以上）の取組		12,000 円/10a	内容変更
⑬			加工用米	取組加算		2,000 円/10a	
⑭			地域振興作物	野菜・果樹・花卉・花木等地域振興作物を販売目的で作付してする取組み		21,000 円/10a	
⑮		地域重点作物	さとうきび・でん粉用甘藷・ガジュツを販売目的で作付してする取組み		15,000 円/10a		

* 交付金の積み上げ単価（最高額） ※ 注）：農産物の販売価格は含まれていません

飼料用米	③ 105,000	⑤ 6,000	⑨ 5,000	⑩ 3,000	⑫ 12,000		131,000 円/10a
WCS用稲	② 80,000	⑩ 3,000	⑪ 2,000				85,000 円/10a
加工用米	④ 20,000	⑥ 23,000	⑦ 5,000	⑧ 5,000	⑫ 12,000	⑬ 2,000	67,000 円/10a
飼料作物	① 35,000						35,000 円/10a
地域振興作物 （野菜類、果樹類、花卉、花木類）	⑭ 21,000						21,000 円/10a
地域重点作物 （きび、でん粉甘藷、ガジュツ）	⑮ 15,000						15,000 円/10a
* 上限額にて算出							

国・県・町が設定する各種産地交付金メニューについては、後日内容・金額共に変更が発生する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 米の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、令和3年産米に対して交付

* 経営所得安定対策等交付金申請に伴う作付面積は、令和2年度から畦畔率の見直しにより変更されています。
（作付面積は令和元年度まで畦畔率「0.973」を本地面積に乗じて算定していましたが、令和2年度から実測調査の結果、畦畔率が「0.941」となり、この数値を乗じた面積が作付面積となっています。）

注）「交付金」は、捨てづくりには交付されません。しっかりとした作物生産・ほ場管理に努めましょう。

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、**自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償**します。

自然災害や病虫害、
鳥獣害などで
収量が下がった



市場価格が
下がった



災害で
作付不能になった



けがや病気で
収穫ができない



倉庫が浸水して
売り物に
ならない



取引先が
倒産した



盗難や
運搬中の事故に
あった



輸出したが
為替変動で
大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎現在、当分の間の特例として、**野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間に限り収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。**

(3) 補填の仕組み

● 保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限に補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

● 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.23%(令和4年1月より。50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、**保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。**

※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、**補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。**

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

※**税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。**積立金は、預け金として取り扱います。

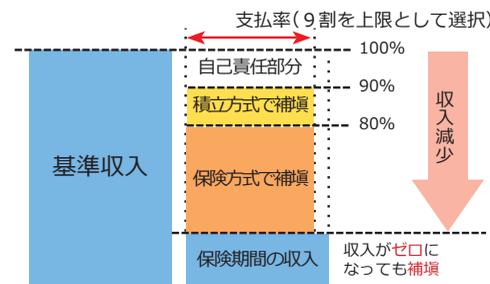
基本のタイプ

● 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料8.9万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。

● このタイプは、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円**(積立金90万円、保険金720万円)の補填が受けられます。

基本のタイプの補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。

→詳しくは次のページへ！

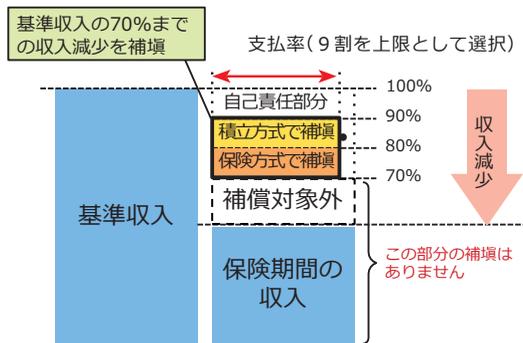
掛金の安いタイプをご紹介します！ 補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限に補填を受けるタイプ**です。
- 例えば、**基準収入が1,000万円**の方の場合、保険料4.9万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補填が受けられます。
ただし、**700万円を下回った分の補填はありません**。

基準収入の70%を補償の下限とした場合の補填方式

(※ 5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。

	保険料	積立金	付加保険料(事務費)	補填金
基本のタイプ	8.9万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.9万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

付加保険料(事務費)を安くすることができます！

- 令和4年の収入保険から、共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**翌年以降の契約を継続する特約(自動継続特約)**をする方は、**付加保険料(事務費)が割引**となります。

	インターネット申請 利用の場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	2,200円割引

	自動継続特約 利用の場合
継続加入者	1,000円割引

※ 継続加入者の方がインターネット申請と自動継続特約の両方を利用した場合、3,200円割引

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和4年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7147)へお問い合わせください。



収入保険

検索

(2021.11)

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

令和4年産水稻共済の加入申込のお知らせ

令和4年産水稻共済加入申込受付を2月中旬より各公民館等にて実施いたしました。令和4年産作付予定（名義、地名地番、作付面積等）に変更が有る場合にはその都度申告して頂きますようお願いいたします。また、現行の一筆方式は令和3年産までで廃止となりました。令和4年産以降は下記方式からの選択となります。

	収入保険	全相殺方式	品質方式	半相殺方式	地域インデックス方式	一筆方式 (3年産までで廃止)
加入資格者	青色申告（簡易方式を含む。）を行っている農業者	青色申告を行っているか、J A等に乾燥調製作業等を概ね全量依頼している農業者			全ての農業者	
保険金等の支払要件	加入者の収入金額が基準収入の1割を超えて減少した場合	加入者の収穫量が基準収穫量の1割を超えて減少した場合	加入者の生産金額が、基準生産金額の1割を超えて減少した場合	加入者の収穫量が基準収穫量の2割を超えて減少した場合	市町村単収が基準単収の1割を超えて減少した場合	被害圃場の収穫量が基準収穫量の3割を超えて減少した場合
減収の確認方法	青色申告書等を使用	青色申告又はJ A等からの提供データを使用		加入者からの収穫量の申告と、損害評価員による現地調査結果を使用	統計データを使用	損害評価員による現地調査結果を使用

* 圃場ごとに5割以上の被害が見込まれる場合に共済金を受取れる「一筆半損特約」を付加することができます。

* 地域インデックス方式については、当該方式が市町村単収に基づき共済金を算定する為、加入者ごとの被害状況に応じた補償としないことに御留意ください。

広報 さとうきび増収

収入が増加する栽培体系を構築しよう！！基本技術の励行で単収向上に努めよう！！

『令和3/4年産 さとうきび生産見込み と 糖度状況、生産者価格』

2月1日現在の買入甘蔗糖度は**平均13.6度**と順調な登熟状況となっております。

＜原料価格向上＞

令和3年度さとうきび原料取引価格は、ブラジルの天候不順による減産予測やコロナ禍における物流の混乱を背景とした海上運賃の上昇を受けて前年に比べて高くなっています。

(糖度13.7度の場合：原材料代5,851円：前年比較**712円/t**上昇)

【令和3/4年産 さとうきび生産見込み数量（2月1日現在）】

市町	年期	収穫面積 (ha)	単収 (kg/10a)	生産量 (t)	買入糖度 2/1日時点	生産者価格 (円/t)
西之表	令和3/4年産	615	6,592	40,566	13.7	22,711
	令和2/3年産	582	5,439	31,654	13.0	21,637
	対比(%)	106%	121%	128%	105%	差額1,074
中種子	令和3/4年産	1,140	7,400	84,340	13.6	22,669
	令和2/3年産	1,152	6,149	70,831	13.0	21,637
	対比(%)	99%	120%	119%	105%	差額1,032
南種子	令和3/4年産	45	6,250	28,240	13.4	22,583
	令和2/3年産	442	5,168	22,847	13.0	21,637
	対比(%)	102%	121%	124%	103%	差額 946
合計	令和3/4年産	2,207	6,929	153,147	13.6	22,669
	令和2/3年産	2,176	5,780	125,734	13.0	21,637
	対比(%)	101%	120%	122%	105%	差額1,032

生産者価格は、前期産比較で1,000円前後上昇しています。

※令和2/3年産の収穫面積・単収・生産量・買入糖度については最終実績

2月1日現在の糖度は、**最高17.7度**、**最低9.6度**、**平均13.6度**です。

『原料用はるのおうぎの作付けが開始されます』

令和4/5年産よりはるのおうぎ原料用の作付けが開始されます。栽培される皆様におかれましては、品種の特徴を押さえた栽培取り組みをお願いします。

はるのおうぎ栽培のポイント

- ◆ 多回株出により株幅が年々広がる傾向にあるため、畝幅は最低でも120cm、できれば130cm以上を目安に植え付けましょう。(脱葉性極難、機械刈推奨)
- ◆ 新植(春、秋植)は**マルチ推奨**です。(発芽速度に差が出ます)
- ◆ 既存品種に比べ株出し回数の増加が期待されています。堆肥等の有効利用で土づくりを積極的に行い単収向上に努めましょう。

写真→
はるのおうぎと農林8号の年末強風被害後の生育状況と葉の様子。気象災害に強いとみられる。(R.3.1.8撮影)



さとうきび機械導入等支援事業について

事業目的

共同利用組織，作業受託組織を対象に，基幹作業に係る機械整備への支援を行い，全ての生産者が品目別経営安定対策の支援対象者となりうる基盤の強化を図り，さとうきびの持続的生産を推進する。

事業実施主体

3戸以上の農業者で組織する団体及び作業受託組織

事業内容

- 1 共同利用組織，作業受託組織の育成に向けた機械整備
- 2 ハーベスタの機能向上
ハーベスタの修繕を行う場合には → 耐用年数を超えて使用しているもの
→ 共同利用しているもの
- 3 既存機械への新機能追加などの機能向上



補助率

総事業費にたいして1/3以内

補助金の上限については，下記のとおりです。

共同利用組織，作業受託組織の育成に向けた機械整備 → 1台につき80万円

ハーベスタの機能向上・既存機械への新機能追加などの機能向上 → 1台につき200万円

この事業は，原則として50万円未満の機械を対象とする事業です。しかし，さとうきび専用機械については，この限りではありません。

その他

- 事業実施主体の基幹作業面積が4.5ha以上であること
- 受益農家戸数のうち，品目別経営安定対策の前年生産実績による対象生産者要件区分A-1、A-2以外の者が半数以上を占めること
- 受益農家が品目別経営安定対策の対象生産者要件を満たす計画であること
- 過去に補助事業で導入した機械の更新は補助対象となりません

※この事業を活用する場合，導入年度の前年の8月には県との協議が必要です。事業を計画される方は，早めに担当者へご相談ください。（当年計画申請も可能ですが予算計画に載っているものが優先となります。）この事業以外にも国の機械導入事業等もありますので，ご相談ください。

鹿児島県特定高性能農業機械導入計画（以下導入計画）に掲載されている機械の下限面積は導入計画のとおり

基幹作業名	機械名	下限面積 (ha)	備考
耕起・整地	サブソイラー	2.9	3本爪以上のもの
	プラソイラ, ソイルリフター	1.5	2～3本爪のもの
植付	プランター	8.7	春植及び夏植に利用する場合（2作型利用）
		4.4	春植又は夏植に利用する場合（1作型利用）
株出管理	株出管理機	9.8	
	株揃機	6.4	
	根切排土機	7.4	

導入計画に掲載のない機械の下限面積は、以下のとおりとする。

基幹作業名	機械名	下限面積 (ha)	備考
植付	調苗機	0.4	
株出管理	株割機	5.1	20馬力程度トラクタ用
	マルチャー	2.7	20馬力程度トラクタ用
中耕培土	中耕用ロータリー	2.7	20馬力程度トラクタ用
防除	自走式農薬散布機	4.2	最大出力3馬力程度
	自走式動力噴霧機	4.2	最大出力3馬力程度
	動力散布機	0.7	タンク容量13L程度
	小型トラクタ用除草・ 防除機	3.3	15馬力程度トラクタ用

(注) 搬出作業に利用するリアフォークについては、下限面積は設けないが、価格等を勘案し適正な利用規模になるよう努めること。

※ ミニトラ【中耕培土機（乗用）】を導入する場合は、次の条件を全て満たすものが対象です。

- ① 乗用管理機の能力が20馬力以下で、さとうきび専用幅狭ロータリーを装着した専用機であること。
- ② 事業実施主体は、農業公社等作業受託調整・斡旋機関の指示のもと作業受託を行うこと。
- ③ 「鹿児島県農業機械導入に関する考え方」（平成31年3月鹿児島県農政部）等に基づき、利用規模に見合った適正な機械導入を行うこと。

『種子島安納いも』が地理的表示（GI）保護制度に登録されました！

令和4年3月2日、『種子島安納いも』が地理的表示（GI）保護制度（農林水産大臣登録第115号）に登録されました。

『種子島安納いも』は、ねっとりとした食感と甘さが特徴で、種子島島内で長年栽培されてきました。本登録により、産地のブランド力の向上を目指します。

地理的表示（GI）保護制度とは

地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等が生産地と結びついている農林水産物や食品等の名称を、品質基準とともに国に登録し、農林水産省が知的財産として保護する制度です。鹿児島県内では「鹿児島の壺造り黒酢」「桜島小みかん」「辺塚だいたい」「鹿児島黒牛」「えらぶゆり」に続き6例目となります。

登録を目指した経緯

- ①「種子島安納いも」の地位を確固たるものにするため
- ② 国内外で知的財産として保護するため
- ③「種子島安納いも」を通して種子島の認知度を向上させるため

昨今のサツマイモブーム、台頭する他品種や種子島産以外の「安納いも」が増加する中、安納いもの発祥の地、元祖ねっとり系の代表として他品種、他産地との差別化を図ります。

今後への期待

産地はさつまいもの重要病害である「サツマイモ基腐病」の影響により大変疲弊しているところです。

登録産品であるとの誇りを、さらなる生産技術の向上と消費者の信頼に繋げ、この困難な局面を乗り越える糧として、産地一体となって品質向上、ブランド力の向上に努めて参ります。



登録された「種子島安納いも」
「安納紅」（左）／「安納こがね」（右）



GI認証マーク

登録された産品は、地理的表示（GI）
産品である証であるGIマークを使用
することができます。

お問い合わせ先

一社）安納いもブランド推進本部 事務局
鹿児島県熊毛郡中種子町野間5297-8
電話: 0997-27-3133（担当：松田）
Fax：27-3188
mail：annou-brand@canvas.ocn.ne.jp

外来害虫「ツマジロクサヨトウ」の発生にご注意ください！！

令和元年に島内の「飼料用トウモロコシ」や「夏秋植えサトウキビ」で被害が確認されました。

新植・株出しサトウキビや、飼料用・緑肥用作物等においても被害が拡大する恐れがありますので、圃場で写真の害虫を発見した場合は、役場総合農政課までご連絡ください。



写真1 ツマジロクサヨトウ成虫 左（♂） 右（♀）植物防疫所 HP より引用



写真2 幼虫の全景



写真3 幼虫（頭部、尾部拡大）

お問い合わせ先

(写真出典：令和元年度病害虫発生予察特殊報第1号)

[南種子町役場]

総合農政課 農業振興係 鈴木

0997-26-1111(内線313)

特殊害虫ミカンコミバエについて

1 害虫の特徴

- ・実をつける幅広い農作物に甚大な被害をおよぼす害虫です。
- ・果実が寄生されると、実が大量に落下する被害がでます。
- ・令和元年7月に46年ぶりに種子島での飛来が確認されてます。

2 害虫の写真



(幼虫の写真)



(成虫の写真)

(害虫の写真出典: 植物防疫所HP)

3 害虫の対策について



(誘殺トラップの写真)



(誘殺板の設置状況)



(誘殺板の写真)

- ・令和3年度は、町内でミカンコミバエの飛来はありませんでしたが、西之表市で飛来が確認されてます。
- ・現在も町内5か所でトラップ調査を定期的に行っております。
- ・今後再飛来が確認された場合は、誘殺板(テックス板)の設置や果実調査等を行う必要があります。
- ・特殊病害虫対策への御理解ご協力をお願いします。

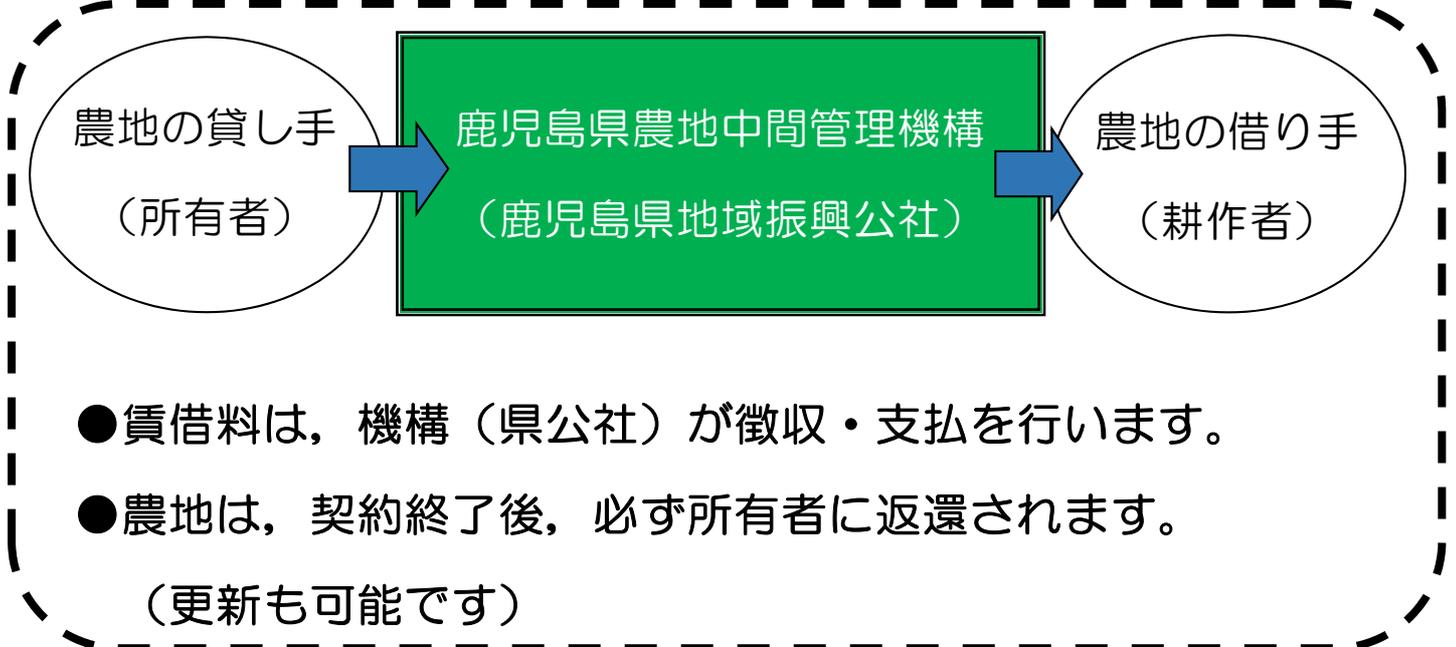
農地中間管理事業

農地中間管理事業は平成 26 年度から始まった農地の貸し借りの方法です。

※貸し出せる農地は登記名義人が申請者であること等、要件があります。

(名義人が亡くなられている場合は、相続人の同意が必要です)

これまでと同じく、農業委員会を通した貸し借りもできます。



農地を預けたい、借り受けたい場合は、下記へお問い合わせください。

○南種子町役場 総合農政課 あるいは 南種子町農業委員会

○公益財団法人鹿児島県地域振興公社

(鹿児島県農地中間管理機構)

TEL : 099-223-0223

南種子町内の農業法人のみなさんへ

【 地域を守る農業法人の後継者を育てましょう 】

農業法人が行う後継者育成への支援制度を
令和4年度から新設いたしました！！

町内において、本社・営業所又は研修所を有する農業法人が、常勤社員を雇用し労働環境の向上に取り組むなど将来の農業担い手を育成した場合に、農業法人への支援制度を新設しました。

詳しくは、総合農政課 農業再生対策係へお問い合わせください。

【 支援内容 1 】

次世代の農業後継者に対して、1法人2社員(会社役員を除く)を対象上限として、年間の社会保険事業主負担相当額(賞与分は対象外)を支援

【 支援内容 2 】

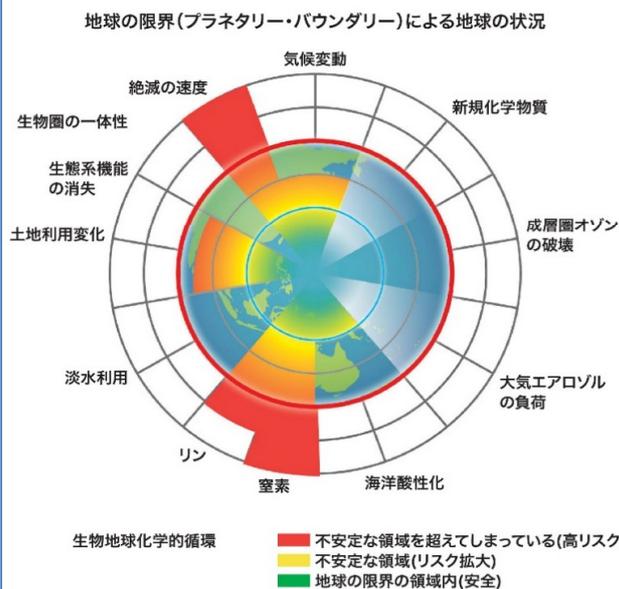
特定地域づくり事業協同組合に出資加入している農業法人については、対象社員1人あたり年間3万円の加算措置

南種子町役場 総合農政課

南種子町における『有機農業』を軸とした地域活性化の取組みについて

世界的な地球環境の変化と日本を取り巻く状況

いま、私たちは地球環境の危機に直面している 農水省資料より引用



地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)

地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲にとどまれば、人間社会は発展し繁栄できますが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされます。

9つの環境要素のうち、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については、不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあり、また、気候変動と土地利用変化については、リスクが増大する不確実性の領域に達しています。

出典:Stockholm Resilience Centre
(illustrated by Johan Rockström and Pavan Sukhdev, 2016)に
環境省が加筆

- ・気候変動による自然災害の増加や豪雨，高温等の農作物の収量減少リスクの増大
- ・化石燃料や肥料原料等の自然資源の浪費及び海外依存による生産コストの増大



農林水産業や地域の将来も見据えた持続的な食料システムの構築を目指す計画を策定。

【日本】みどりの食料システム戦略

【EU】Farm to Fork戦略

【米国】農業イノベーションアジェンダ

みどりの食料システム戦略の概要

生産性向上と環境負荷低減の両立に向け、2050年までに以下（一部抜粋）を目指す。

- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現
- ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減。
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減。
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大。

期待される効果

- 【経済】 持続的な産業基盤の構築
- 【社会】 国民の豊かな食生活，地域の雇用・所得増大
- 【環境】 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

南種子町の現状と課題

- ・人口減少の抑制対策が急務。
- ・基幹産業である「農業」も高齢化により担い手不足が深刻。
- ・農業の担い手不足・高齢化に伴い、今後、耕作放棄地の増加も懸念。
- ・新規就農者に「有機農業」を希望する方が増加傾向。
- ・移住希望者の中にも、農業での移住を希望する方あり。
- ・有機農業のノウハウを持った人材の不足。

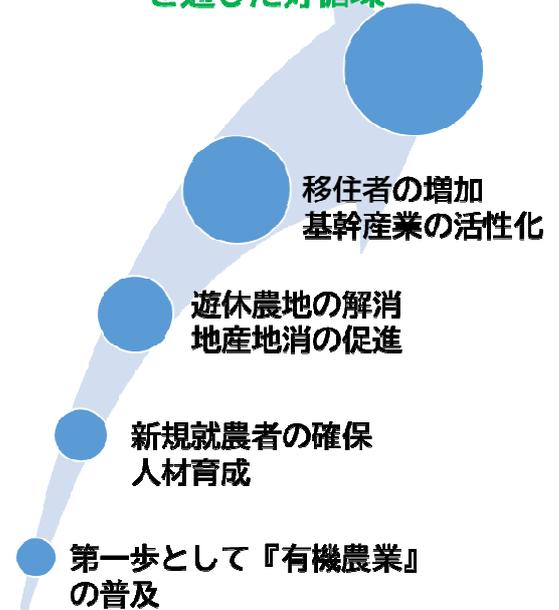
この現状と課題へ対応するために

「南種子町」×「かごしま有機生産組合」×
「各関係機関」の連携・協力・協働。



『南種子町有機農業推進協議会』を
発足し、「有機農業」を軸とした人口減
少対策による地域の活性化、持続可能
なまちづくりを目指す。

オーガニックな町づくり を通じた好循環



取組の方向性

従来の「農業分野の支援＝農作物の生産振興」に収まらない、農場から食卓
までの広義の『農』の振興を図る。

- 既存の農法や農産物に新たに「有機農業」「スマート農業」「半農半X」等
が加わり、新規就農希望者や消費者に選択肢の幅と多様性が生まれる。
- 多様な『農』の在り方が相互に良い影響を及ぼして発展していく。

(用語の解説)

- 有機農業… 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。(有機農業推進法より)
- 有機農産物… 「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のこと。第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、農産物に「有機○○」等と表示できる。
- スマート農業… 「農業」×「先端技術」。ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。
- 半農半X… 農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方。「農業」と「宿泊業」、「農業」と「漁業」などがある。

具体的な取組み

①有機農業者数の増加

有機農業は、慣行農法と比較して生産性の確保が困難であることが定着の足かせとなっている。有機農業を目指す新規就農者及び慣行農法からの転換を希望する者に対し、有機農業先駆者並びに関係機関と協力し、就農相談や情報提供等を行うことにより有機農業者数の増加を目指す。

②有機農業に関する技術支援

有機農業は、気象条件や病害虫の影響を非常に受けやすい。また、除草剤が使用できないことから雑草による減収が多く見られる。有機農業を推進するに当たっては技術支援が重要であり、高品質かつ安定的な収量確保ができる生産技術の確立を目指す。また、環境負荷軽減や生産コスト低減、地力維持を図るため、地域の有機資源の利活用を推進する。

③有機農産物の流通環境の整備

トミー市場、町内の飲食店、学校給食、病院、福祉施設等との連携により有機農業で生産される農産物の販路を拡大し、町内の消費者が容易に有機農産物入手できる環境を目指す。

④有機農業に対する消費者の理解の促進

有機農業に関する情報発信とPR活動を積極的に行い、消費者と生産者の相互理解を図るとともに、有機農業や有機農産物に対する理解を深めることで、「応援消費」の拡大に繋げる。

- 有機農業体験イベント等の開催
- オーガニックセミナー・オーガニック映画上映会の開催
- 学校給食での有機食材活用イベントの開催
- スマート農業機械の実証試験
- 有機農業に取り組む遊休農地の復旧
- 新規就農者イベントへの参加

【お知らせ】

- ① 有機農業をしたい、または興味があるという方は、お気軽に南種子町有機農業推進協議会（事務局：役場総合農政課農業振興係）までご相談ください。
- ② 南種子町有機農業推進協議会では、パートタイムで働いていただける事務局員1名を募集しております。有機農業に興味のある方、大歓迎です。詳細は以下のとおりです。

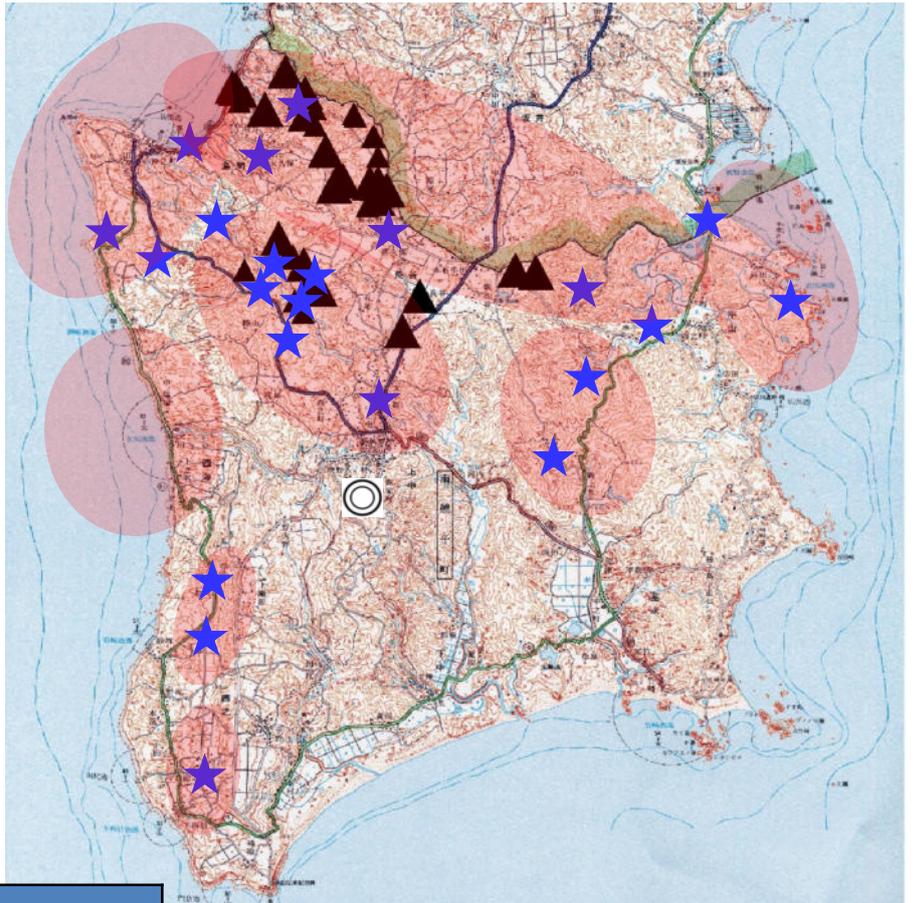
業務内容	有機農業の推進に関する事（事務補佐、イベント開催など） ※役場総合農政課内での業務が主になります。
契約期間	雇用開始日～令和5年3月31日（令和5年度は未定）
就業場所	南種子町有機農業推進協議会事務局（南種子町役場総合農政課内）
就業時間	8：30～17：00（12：00～13：00休憩）
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇など）
賃金	日額6,940円 ※ボーナス、通勤手当あり（通勤距離2 ^{キロ} 未満は除く）
加入保険	雇用保険、社会保険
雇用形態	パートタイム（月14日間）
必要資格等	基本的なパソコンスキル、普通自動車免許（AT限定可）

ご不明な点は、南種子町有機農業推進協議会（役場総合農政課）までお問い合わせください。

《南種子町のシカの農作物被害の現状》

シカ出没情報

- 島間・・・小平山, 田尾,
大久保, 向方
- 長谷・・・長谷野, 新長谷,
摺久保, 赤石, 有尾
- 平山・・・浜田, 西之町(水牛)
- 上中・・・西之町, 河内,
大宇都
- 西海・・・牛野, 大川
- 西之・・・野大野, 上瀬田,
平野, 本村, 崎原
- 茎永・・・上里, 松原



シカの捕獲実績

年度	H30	R1	R2	R3
捕獲頭数	47	45	95	77

- ★・・・シカ被害報告箇所または目撃箇所
- ・・・シカ推定生息地域
- ▲・・・R3年度捕獲箇所(R4.3.17現在)
大きい程捕獲頭数が多い

⑨ 一般狩猟や有害鳥獣駆除で、くくりわなを設置している場所がありますので、十分に注意をしていただくよう、お願い致します。



ばれいしょの葉が食べられ、畝が崩され、平らになっている。



さつまいもの食害



田尾で牧草を食害していた雄鹿(体重75kg)

【わなの種類】

シカくりわな



筒に入ったシカの足をワイヤーでくくる。

シカ箱わな



エサに釣られ箱内に入ったら扉が落ちる。

(鳥獣のわなによる捕獲について)

鳥獣のわな捕獲には、狩猟免許が必要です。自分の農地は自分で守れるよう、わな免許の取得をお願いします。

- ・取得経費→約39,000円程度
(初年目)
- ・登録経費→約20,000円程度
(2年目)
- ・更新経費→約28,000円程度
(3年に1回)
- ・試験→年1回
- ・申込み窓口→熊毛支庁林務水産課
- ・問合せ窓口→役場 総合農政課
林務水産係

※上記金額は免税無しのおおまかな金額です。

【シカ被害防止ネット設置圃場】



- ・ネットはたるみがないように点検する。
- ・下から潜ることもあるため、地際もしっかり対策する。
- ・草やつるが絡むとたるむため、定期的に除草する。
- ・なるべく四方を囲み圃場に侵入させないこと。

被害防止対策ネットは、適切な設置と管理がポイント！！

集落ぐるみでシカを 「寄せ付けない」取組を実践しましょう！

知らず知らずのうちに、農地や集落がシカの餌(えさ)場になっていませんか？

**被害防止は、一人だけの取り組みではなく、
全体で取り組むことがポイント！！**

1 農地や集落内の「シカの餌場」をなくしましょう！！

- 収穫残渣やひこばえ(しゅつつ)は立派な栄養源。
収穫後、早く適切に処理しましょう！



2 農地周辺や集落内の「隠れ場所」をなくしましょう！！

- 集落内や山際の見通しをよくする。
緩衝帯の設置，枝打ち等の実施。
- 住処や隠れ場として使用される
荒廃農地，茂みやヤブの解消。



3 みんなで協力し合い「人慣れ」を防ぎましょう！！

- シカの姿を見たら、みんなで協力して音を立てて追い払う。
- 収穫残渣を餌にしているシカも見逃さず追い払う。
※シカには無暗に近寄らず安全な場所で行ってください。

4 鳥獣の餌場や隠れ場所がないか，防止ネットがたるんでいないか等の「環境点検」を実施しましょう！！

【点検の視点】

- ・集落内や農地に「餌場(収穫残渣の放置等)」はないか。
- ・集落内や農地周辺に鳥獣の住処(ヤブ，獣道)はないか。
- ・侵入防止策等の設置場所と管理状況は適切か。

鳥獣被害はこうやって防ごう！！

知らず知らずのうち餌付けをしていませんか？

●生態を知る

「イノシシは走り出せば止まらない」「サルは賢い」「カラスは頭が良い」等一般的なイメージがありますが、意外と過大評価であったり、「え！こんな事できるの？」と過小評価であったりします。

●自分でやる

役場や猟師さんに任せるだけでなく、自分で出来ることは自分でやりましょう。大声で追い払う、石を投げる等、色々あるかも？

●あきらめない

野生鳥獣の天敵は「人間」です。その怖い人間があきらめたら、鳥獣にとって住みやすい餌場となってしまいます。鳥獣と人間の根競べです。

●集落全体で取組む

それぞれバラバラでするより、集落全体でまとまって取組めば効果も倍増。一人では出来なくても、みんなでなら出来ることもあります。



●エサをなくす

収穫されない果樹や出荷後の野菜等は、野生鳥獣にとっては大変なご馳走で、集落に引寄せられるエサになっています。収穫しなくなった柿や栗の木は伐採し、畑にはクズ野菜などを残さないようにしましょう。

●隠れ場所をなくす

野生鳥獣は、雑木や草むらに身をかくし、農地へ近づきます。そのようなヤブを取り除き、見晴らしの良い状況を保ち、野生鳥獣の嫌がる環境にしましょう。

●過信しない

「網を張ったから大丈夫！」「電気柵をしているから安心！」色々な対策も下草刈りや電池切れなど適切な管理をしないと効果がないこともあります。見回りや管理は確実にいきましょう。

●知恵比べ

防護柵や電気柵など、効果はありますが費用もかかります。身近なところに色々な資材（古くなった漁網、廃棄されるハウス用パイプ等）が沢山あります。知恵を出し、試してみましょう。

★野生鳥獣の高い警戒心を逆手に取った対策を行う。

⇒農地に近づくために身を隠す藪、遮蔽物などを片付ける。

⇒柵やネットを張る場合は隙間を作らない。特にネットの下部をしっかりと張り、潜り込ませない！

(シカは足を大事にするので飛び越えて侵入するより、下から潜り込む習性がある)

⇒芋や野菜のクズを放置しない。

★出没し始めた初期の対策が重要です！！

⇒初期なら鳥獣に危険な場所として認識させやすいからです。

南種子町鳥獣被害対策協議会（事務局：役場総合農政課）で被害対策に取り組んでおります。被害情報などありましたら、協議会事務局までご連絡ください。

⑨鳥獣の捕獲には狩猟免許が必要です。自分の農地を守るためにも狩猟免許の取得をお願いします。



堆肥販売についてお知らせ

かんといースーパー

バイオ有機みなみ1号



バラ堆肥 (1t 当)	9,000 円
フレコン袋入 (500 kg)	4,500 円
散布料 (1 t 当)	1,000 円
ふるいに掛けた堆肥 (別途 1 t 当)	1,000 円
15 kg 袋入 (1 袋)	350 円

令和3年1月19日より生ゴミ堆肥の販売を行っております。

価格は、4,500 円/トッで別途散布については1,000 円/トッを加算します。

生ゴミ堆肥については、量が限られていますので、お求めの際は1週間前までに予約をお願い致します。

また、異物の混入がありますので、購入前には現物を確認して予約をして下さい。

連絡先 総合農政課 畜産振興係 26-1111 (内線318)
南種子町堆肥センター 26-0021

(注意)

・施用する前に、「土壌診断」を行うことを、お勧めします。「土壌診断」は総合農政課で受け付けており、無料で診断します。

・堆肥は、出来るだけ植え付け20~30日前に苦土石灰などと一緒に全面散布後、耕やし土壌に良く馴染ませてから種まき又は、定植すると施用による効果が高いです。

役場研修センター1階「総合農政課」で、注文が出来ます。

お電話なら 26-1111 (内線318) 畜産振興係

または、 26-0021 南種子町堆肥センターまでご注文下さい。

【農道維持管理事業】

- (1) 農道の認定基準：概ね幅員 3 m以上，延長 100m以上，受益戸数 2戸以上
- (2) 維持管理の内容：
 - ① 幅員確保及び路面維持
 - ② 道路側溝及び排水路の新設・改修
 - ③ 農用地の保全又は利用上必要な施設の新設及び維持
- (3) 管理班の設置：管理班…各地区公民館，管理班長…各集落公民館長
- (4) 管理班長の業務：管理班長（集落館長）は，路面陥没，路肩崩壊等を発見したときは，総合農政課に報告してください。
- (5) 費用の負担：町は，必要に応じて原材料費等を支給します。ただし，軽易な事項（伐採等）は各管理班（公民館）で維持管理を行ってください。

【農業農村環境整備事業】

- (1) 整備対象：地域住民又は関係受益者が維持管理している公共性のある農道（認定農道以外）及び用排水路
- (2) 実施基準：受益戸数 2戸以上で，町長が認めた公益性の高い農道及び用排水路
- (3) 費用の負担：町は必要に応じて，原材料費等を支給し，その他の経費（作業実施）は地域住民又は関係受益者の負担とします。

【災害復旧事業】

- (1) 復旧対象：
 - ① 農地（田・畑）…現に耕作している農地
 - ② 施設（ため池，頭首工，用排水路，農道）…受益戸数 2戸以上
 - ③ 1か所の工事費が40万円以上
- (2) 対象外：
 - ① 1か所の工事費が40万円未満のもの
 - ② 異常な天然現象（台風・集中豪雨等）によらないもの
 - ③ 過年災害（過去に発生した災害）によるもの
- (3) その他留意事項：
 - ① 草払い，泥上げなど日頃から適切に維持管理がされていない場合，災害復旧事業の対象とならない場合があります。
 - ② 土地改良区域内で発生した災害は，土地改良区にご連絡ください。

多面的機能支払は 地域の共同活動を支援します!

- 農業・農村には、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な働き（**多面的機能**）があります。
- 農林水産省は、多面的機能が適切に発揮されるよう、都道府県・市町村と連携し、**交付金により地域の共同活動を支援**しています。
- 交付金は、地域で話し合い、組織づくりや計画づくりを行い、**それぞれの地域にあった取組に活用**でき、活動参加者の**日当**や、必要な**資材の購入費**等に充てていただけます。

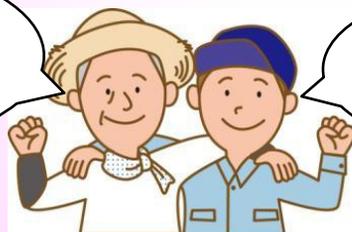
農地維持支払

農地法面の**草刈り**、水路の**泥上げ**、農道の路面維持など基礎的な共同活動を支援します。

【交付金の対象者】

- ・ **農業者のみの活動団体**
- ・ 農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織

草刈りするのも
だんだんきつ
くなってきたなあ。



これからは
安心して作業
ができるね。



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

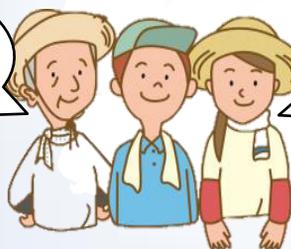
資源向上支払

水路、農道等の**施設の補修**、**植栽**やビオトープづくりなどの共同活動を支援します。

【交付金の対象者】

- ・ 農業者及び地域住民・団体等で構成する活動組織

水路や農道が
だいぶ傷んできた
のお・・・。



工夫をすれば
いろんなことが
できそうだね。



農道の部分補修



植栽活動

多くの地域で交付金を活用した取組が既に始まっています!

農林水産省

基本交付単価

(農林水産省が1/2、都道府県・市町村が1/2を負担)

(単位：円/10a)

都道府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1,2 (共同活動)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※3)	①、②及び③に取り組む場合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は田の場合4,400円/10aが上乗せされる。①、②及び③を一
緒に取り組む場合は、②の単価は、農地・水保全管理支払と同様75%になり、田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。

取組の手順

組織は
活動しやすい単位で！

1 組織の立ち上げ (交付金の対象となる活動組織を決めます)

- ☞ 地域の実情に応じて**まとまりやすい形**で立ち上げ
(集落、農業用水の水系、ほ場整備の実施区域など)
(活動組織の総会で合意を得ます)

2 計画づくり

- ☞ 書類は「**ひな形**」を利用して、**簡単に作成**
- ① 活動組織の規約
 - ② 事業計画書
- (活動の時期、対象とする農用地や施設、取組内容等)

書類作成は
簡単！

今すぐ
相談してみよう！

3 市町村による計画の認定 (書類を市町村に提出します)

- ☞ 書類を市町村に提出し、計画の認定後、**市町村から交付金を交付**

4 活動の実施、交付金による支援

- ☞ **計画に定めた事項に沿って、活動**

5 活動の記録・報告

- ☞ 活動の内容や金銭の収支等を記録し、**年度末に報告書として市町村に提出**

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます
農林水産省 多面的機能支払交付金について
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

【お問い合わせ先】

農林水産省 農村振興局 農地資源課 農地・水保全管理室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 (電話) 03-6744-2447

道路ふれあい愛護活動団体を募集します！！

町では、地域の道路を年間通じて除草（草刈り）活動を実施する集落公民館、地区公民館、その他有志による団体（PTA・消防団等）を募集します。

除草活動を実施する団体に対して、「道路ふれあい愛護活動助成金」を交付し、地域の道路環境の保全及びボランティア活動の奨励、住民参加のまちづくりを目的としています。

活動内容

対象となる事業内容は、以下に該当するものになります。

- (1) 草刈りを対象とした活動。道路（路肩、法面）の除草作業を5月から9月末日まで及び10月から2月末日までの各期間内にそれぞれ1回以上実施すること。
- (2) 刈幅は、道路路肩概ね1メートル以上を原則とし、両側の路肩を刈るものとします。
- (3) 刈取りの高さは、できる限り根元に近づけることとし、構造物付近も同様とします。
- (4) 刈取り後の草の処置は、飛散又は雨水により流出して道路及び水路等周辺に支障を及ぼさないように集積し、町の指示に従って適正に処理してもらいます。

助成金額

道路延長100m当たり2,000円×2（両側の路肩）以内の額とします。（100円未満切り捨て）

例）実施道路延長が、3,216mの場合

→ $3,216\text{m} \times 4,000\text{円}/100\text{m} = 128,640\text{円} \Rightarrow 128,600\text{円}$ を助成金として交付します。

※ 予算の範囲で100m当たりの限度額を変更する場合があります。

※ 助成金の交付は、2回目の除草作業が終了した後に交付します。

対象路線

1. 対象とする道路は、町が管理する町道・農道路線（国道、県道、里道などは除く。）で町長が認める路線とします。
2. 上中市街地（上野、共栄、本町、山崎、上之平、仲西の各集落、大宇都、新栄町、焼野集落の一部）の路線は、一部対象外とします。対象路線等については、役場建設課までお問い合わせください。
3. **多面的機能支払交付金（農地・水活動組織）の活動範囲は対象外となります。**